

共用型(介護予防)認知症対応型通所介護
加茂グループホーム愛運営規程

第1条(事業の目的)

株式会社ファイブワンが開設する共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業に従事する職員(以下「職員」という。)が適正な介護サービスを提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

- 1 事業所の職員は要支援又は要介護状態になった利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 事業所の運営にあたっては、利用者の人格・人権を尊重し、利用者の立場にたったサービス提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所、又は地域関係団体、ご家族との密接な連携により、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 加茂グループホーム愛
- (2)所在地 福山市加茂町大字下加茂字塚脇1011番1

第4条(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)介護職員 サービス提供時間帯を通してユニット毎に1名以上
介護職員は、利用者に対して必要な介護を行う。
- (3)機能訓練指導員 1名(サービス提供時間帯の内、120分以上)

第5条(利用定員)

事業所の定員は次のとおりとする。

1日6名

第6条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日～土曜日(但し、祝日及び8/11～8/15の間で連続3日間、
12/30～1/4の間で連続4日間は休業)
- (2)営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3)サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。
※(9時間以上のご利用の場合、午後6時20分まで自費契約にて延長
サービスあり)

第7条(事業所における介護の内容)

共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業の介護の内容は次のとおりとする。

- (1)入浴、清拭による清潔の保持
- (2)排泄の自立援助
- (3)離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- (4)食事の提供
- (5)生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6)健康管理に関する援助
- (7)利用者・家族に対する相談、助言等の援助
- (8)送迎
- (9)その他レクリエーション、行事等サービスの提供

第8条(利用料等)

1 共用型(介護予防)認知症対応型通所介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときには、その1割又は2割又は3割の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受ける。

- (1)食費 昼食500円
夕食540円
- (2)おやつ代 60円/食
- (3)オムツ代 200円/枚
- (4)尿取りパット 50円/枚
- (5)送迎費用(事業実施地域外)指定地域を超えた地点から1キロメートル当たり20円
- (6)前各号に掲げるものの他、事業所において提供される便宜のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第9条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、福山市内とする。

第10条(サービスの利用にあたっての留意事項)

利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1)利用者の行動が他の利用者の生活及び機能訓練に影響を与えないこと。
- (2)利用者の伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に影響を与えないこと。

第11条(緊急時における対応方法)

職員は利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

第12条(災害対策)

非常災害に適切に対応するために別に定める防災管理規程に基づき災害防止と、利用者の安全確保に努めるものとする。

第13条(秘密保持)

職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。なお、退職後も同様とする。

第14条(苦情処理)

管理者は、介護サービスの提供に伴う利用者からの苦情に対して、迅速かつ適正に対応する。

第15条(損害賠償)

管理者は、利用者に対するサービスの提供などにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第16条(身体拘束)

- 1 認知症等により、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行う場合がある。
- 2 身体拘束が必要な場合は、利用者及び家族に説明をし、同意を得なければならない。
- 3 身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第17条(その他運営についての重要事項)

- 1 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
- 2 関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示する。又、利用者及びご家族の情報の使用に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、必要な事項については管理者が株式会社ファイブワンと協議し定めるものとする。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2022年2月1日から施行する。

この規程は、2023年2月1日から施行する。

この規程は、2024年 10 月1日から施行する。